

子育て世帯訪問支援事業 フロー図

事業の目的: 児童虐待のリスクが高い家庭など、養育支援が特に必要な家庭に援助員を派遣し育児・家事援助を行うことにより、当該家庭での児童虐待の発生を予防し、適切な養育の実施を確保する。(※令和5年度まで「養育支援訪問事業」として実施)

派遣対象者

区地域支えあい課や児童相談所が把握している要支援家庭※のうち育児・家事援助が必要な家庭
※虐待ハイレスク家庭等に係る「要保護児童一覧表」(こども家庭センター)や「継続支援台帳」
(地域支援係)に登録している家庭、児童養護施設等の退所により児童が復帰した後の家庭 など

②援助員派遣
の同意

⑦援助員派遣決定通知

⑨援助員派遣

区地域支えあい課(こども家庭センター)・児童相談所

①アセスメントシート等の作成(派遣の必要性の確認)【担当者が作成】

地域包括支援係

地域支援第一・二係

児童相談所

③支援計画書の作成【関係者(家庭相談員、保健師等、児童相談所CW、生活課CW、障害福祉サービス担当者、SSW等)で協議の上、担当者が作成】

地域包括支援係

地域支援第一・二

児童相談所

④派遣の決定【①②③をもとに起案・決裁】

地域支援包括係

児童相談所

○派遣期間中: 担当者が適宜訪問し援助状況や家庭の状況を確認 地域支えあい課へ情報提

⑬評価表の作成(支援終結等の検討)【関係者で協議の上、担当者が作成】

地域包括支援係

地域支援第一・二係

児童相談所

⑭支援終結等の決定【⑬をもとに起案・決裁】

地域包括支援係

児童相談所

地域支えあい課へ情報提

基本的な派遣期間・派遣頻度等

・派遣期間: 6か月まで(3か月を1クールとし、1クール終了ごとに支援の評価を行い、継続の可否、支援内容の見直しを検討)

・派遣頻度: 原則として週1~2回、1回1~2時間

※派遣期間が6か月を超える等の場合は、こども・青少年支援部と協議の上決定

※他の制度(障害福祉サービス、ひとり親家庭等日常生活支援事業等)を優先

⑤派遣援助員の調整

⑥事前打ち合わせ

⑦援助員派遣指示書

⑩実施報告

⑧援助員派遣
開始の報告

委託事業者

・指定障害福祉サービス(居宅介護)事業者
(保育士等の資格所持者または育児支援経験のあるヘルパー等を派遣)

(援助の内容)

育児援助

授乳、食事介助

おむつ・衣類交換

沐浴・入浴介助

適切な養育環境の整備 等

家事援助

食事の準備・後片付け

衣類の洗濯・補修

居室等の掃除・整理整頓

生活必需品の買い物 等

⑪委託料
請求

⑫委託料
支払

委託契約

こども青少年支援部
こども・家庭支援担当